

南大隅町定住促進住宅取得資金補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人口の減少を抑制し、定住の促進と地域の活性化を推進するため、自らが居住することを目的に住宅の建築又は購入や、空き家の利活用及び地域人口の増加対策として改修するものに対して定住促進住宅取得資金補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、南大隅町補助金等交付規則（平成17年南大隅町規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町に10年以上住むことを前提に住民基本台帳等に記録され、かつ、本町に生活の実態があることをいう。
- (2) 住宅 独立した生活を営むことができる一般住宅をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものは除く。
- (3) 中古住宅 建築後1年以上経過した居住の用に供されたことのある住宅（土地を含む。）をいう。
- (4) 増築及び改修費用 既設住宅の増築又は改修に要する経費をいう。
- (5) 町内建築業者 町内に事業所を有する住宅建設関連事業者等で、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた法人又は個人若しくはこれ以外のもので町長が認める者をいう。
- (6) 調査委員会 副町長、総務課長、企画振興課長、財産運用課長、建設課長、税務課長、町民福祉課長、経済課長及び佐多支所長で構成し、補助対象者の決定や補助金の返還等について協議する委員会をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請日において、町内に住所及び居所を有する満60歳未満の者で、自らが居住することを目的として、新築又は新規に建築された住宅及び中古住宅を購入する者とする。
- (2) 申請日において、町内に住所及び居所を有しない満70歳未満の者で、申請日以降1年以内に本町の住民基本台帳に記録され、かつ、原則10年以上継続して生活の根拠を有することが確実で、自らが居住することを目的として新築又は新規に建築された住宅及び中古住宅を購入する者とする。
- (3) 申請日において、空き家（空き家となる見込みのある住宅を含む。）（以下「空き家等」という。）で、賃貸希望者が確実にいる場合に限り、貸付のための改修をする

もので、申請者の年齢は問わないものとする。

- (4) 空き家等の所在する地域において、持ち主の代わりに地域住民で組織する団体等（以下「団体等」）において、賃貸希望者が確実にいる場合に限り、貸付のための改修をするもので、団体等の代表者の年齢は問わないものとする。
- (5) 増築については、三親等以内の親族等（事実上、婚姻状態にあるものを含む。）と同居する目的で増築する場合とし、申請者の年齢は問わないものとする。
- (6) 町税等を世帯全員滞納していないこと。
- (7) 当該申請住宅が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）・農地法（昭和 27 年法律第 229 号）・農振法・その他の関係法令に違反していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 新築において、建て替えとみなされるもの。ただし、二世帯住宅等の場合は調査委員会で協議するものとする。
- (2) 国、県又は町等の制度による他の補助金及び移転補償、損害賠償等の補填を受けて住宅を建築又は購入する者
（補助対象経費）

第 4 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 住宅建築費、宅地造成費又は土地購入に要する経費
- (2) 中古住宅購入費及び用地費
- (3) 増築に要する経費。ただし、南大隅町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 4 条に規定する浄化槽の設置に要する費用を差し引いた額とする。
- (4) 改修に要する経費。ただし、南大隅町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 4 条に規定する浄化槽の設置に要する費用を差し引いた額とする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、新築、増築又は改修工事費（契約額）の 70%以上を町内業者が請け負う契約（下請契約も含む。）を基本とし、別表 1 に掲げる項目ごとに区分し交付するものとする。ただし、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 新築又は購入により住宅を取得した場合は、住宅の設置場所により、別表 2 及び別表 3 に定める額を加算するものとする。

（補助金の申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手前に、南大隅町定住促進住宅取得資金補助金交付要綱（平成 25 年 3 月 15 日告示第 14 号）に基づき、南大隅町定住促進住宅取得資金補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅を新築、購入、増築又は改修する前の写真（新築、増築、改修については着工

前、購入については現況写真とする。)

(2) 町税等に滞納がないことを証明する書類（納税証明書等）

(3) 町長及び調査委員会が必要とするその他の書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、補助金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類審査、現地調査等により、当該申請の内容を審査し、調査委員会において補助金の交付が適当と認めるときは補助金の交付を決定する。

（交付決定の通知）

第8条 前条による交付決定の通知は、南大隅町定住促進住宅取得資金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとし、当該決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に送付する。

（変更等の手続）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は中止するときは、南大隅町定住促進住宅取得資金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、事業完了後速やかに実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

(1) 新築、購入、増築又は改修に係る契約書等の写し（登記簿謄本又は施工契約書の写し等）

(2) 完成写真

(3) 平面図等

(4) その他、町長及び審査会で必要とする書類

（補助金の確定）

第11条 町長は、補助金の実績報告があったときは、当該報告に係る書類審査、現地調査等により、報告書の内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、南大隅町定住促進住宅取得資金補助金交付確定通知書（様式第5号）により補助事業者に送付する。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、補助金交付確定通知後速やかに南大隅町定住促進住宅取得資金補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

（交付決定（確定）の取消）

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定（確定）を取り消すことができる。

(1) 交付決定の内容又は交付決定に付された条件に違反したとき。

(2) 申請書その他町長に提出する書類に虚偽の記載をし、又は補助事業の実施につい

て不正があったとき。

- (3) 補助事業を中止したとき。
- (4) 法令等に違反したとき。
- (5) 10年以内に転出若しくは当該住宅を売却又は譲渡及び滅失したとき。
- (6) 町長及び調査委員会で取消しを決定したとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付の取消しをしたときは、当該補助事業者に対して期限を定めて補助金の全額を速やかに返還させなければならない。ただし、町長及び調査委員会でやむを得ない事情と判断された場合は、この限りでない。

(その他)

第15条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第6条に規定する申請は、平成25年4月1日以降に工事着工されたものとする。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、施行日から起算して3年を経過した日にその効力を失うが、第13条及び第14条については、なおその効力を有する。

別表 1 (第 5 条第 1 項関係)

項 目	補 助 金 の 額	補助金交付対象者
<p>新築又は 購入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内業者（下請契約 70%以上も含む。）による建築費契約額の 10%以内 （ただし、100 万円を限度とする。） ・ 町外業者による建築契約額の 10%以内で上限 100 万円の更に 30%以内とする。 （ただし、30 万円を限度とする） ・ 購入については契約額の 10%以内 （ただし、100 万円を限度とする。） ・ 町内外業者に関係なく、別表 2 及び別表 3 に規定する加算額 	<p>第 3 条第 1 号及び第 2 号による申請者</p>
<p>増 築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内業者（下請契約 70%以上も含む。）による増築費契約額から南大隅町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成 17 年 3 月 31 日告示第 46 号）第 4 条に規定する浄化槽の設置に要する費用を差し引いた額の 2 分の 1 以内 （ただし、25 万円を限度とする。） 	<p>第 3 条第 5 号による申請者</p>
<p>改 修</p>	<p>町内業者（下請契約 70%以上も含む。）により改修費契約額から南大隅町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成 17 年 3 月 31 日告示第 46 号）第 4 条に規定する浄化槽の設置に要する費用を差し引いた額の 2 分の 1 以内 （ただし、25 万円を限度とする。）</p>	<p>第 3 条第 3 号による申請者</p>
	<p>町内業者（下請契約 70%以上も含む。）により改修費契約額から南大隅町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成 17 年 3 月 31 日告示第 46 号）第 4 条に規定する浄化槽の設置に要する費用を差し引いた額の 2 分の 1 以内 （ただし、100 万円を限度とする。）</p>	<p>第 3 条第 4 号による申請者</p>

別表 2 (第 5 条第 2 項関係)

地域加算額表

対 象 地 域	加算額
辺塚校区	20 万円
島泊校区 大泊校区 竹之浦校区 郡校区	10 万円
城内校区 宮田校区 登尾校区 滑川校区 佐多校区 大中尾校区	5 万円
神山校区	—

別表 3 (第 5 条第 2 項関係)

家族構成加算額表

区 分	補助金の額	適 用
世 帯 主 等	一人当たり 50,000 円	世帯主を含み、三親等以内の同居親族 (事実上、婚姻状態にあるものを含む)
子 ど も 等	一人当たり 100,000 円	高校生以下の就学・未就学児童 (実子・孫・里子等)